

習志野市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 習志野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること
- (2) 地域公共交通の検証に関すること
- (3) その他市長または交通会議が必要と認めること

(組織)

第3条 交通会議は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
- (4) 一般社団法人千葉県バス協会を代表する者
- (5) 一般社団法人千葉県タクシー協会を代表する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (7) 習志野市連合町会連絡協議会の推薦する者
- (8) 千葉運輸支局を代表する者
- (9) 習志野警察署を代表する者
- (10) 市長が指名する者（政策経営部長・健康福祉部長・都市環境部長）

(会長及び副会長)

第4条 交通会議には、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人を出席させることができる。

4 会議の議決をする事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

5 交通会議は原則として公開とする。

(書面開催)

第7条 会長は、緊急を要する場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めるこことにより、会議の開催又は議決に代えることができる。

2 第6条第4項の規定は、前項の議決について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「書面により回答した委員」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを報告するものとする。

(意見の聴取等)

第 8 条 交通会議は、会長が必要であると認めたときは、委員以外の者へ会議の出席を依頼し、その意見を聞くことができる。

(報償費)

第 9 条 市長は、第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員若しくはその代理人又は前条の規定に基づき出席を依頼された者が会議に出席した場合、報償費を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条に規定する書面開催の場合、報償費は、支払わない。

(交通会議の事務)

第 10 条 交通会議の事務は、都市環境部都市政策課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第 6 条の規定にかかわらず、第 1 回会議は習志野市が招集する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。